

令和7年度 建築物における木材の利用の促進
に向けた措置の実施状況の取りまとめ
【 概要 】

木材利用促進本部

I 基本方針に基づく建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

- | | |
|--|--|
| 1 建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組 1 | 2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標 6
の達成状況 |
| (1)木材利用方針の策定等 1 | |
| (2)建築物木材利用促進協定制度の活用 1 | |
| (3)木材の利用の促進の啓発と国民運動 3 | |
| (4)建築物への木材利用促進のための利用環境整備 3 | 3 公共建築物における木材の利用の促進に向けた 7
国の取組 |
| ①木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等 | (1)木材利用促進本部の開催 |
| ②住宅における木材の利用の促進 | (2)木材利用促進本部幹事会の開催 |
| ③規制の在り方の検討等 | (3)公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議の開催 |
| ④建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保 | (4)事業企画、計画段階での木材利用促進に係る取組 |
| 「森の国、木の街」づくり宣言 4 | (5)技術基準の整備等 |
| (5)建築物への木材利用の状況 4 | (6)木造公共建築物の整備等に対する補助事業 |
| | (7)地方公共団体に対する働きかけ等 |
| | (8)木材利用促進に関する講習会、研修等の実施 |

II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1 国が講ずべき措置 7 | 2 国が地方公共団体に対して講ずべき措置 7 |
| (1) 建築物一般での木材利用促進 | |
| (2) 国が整備する公共建築物での木材利用推進 | |

I-1 建築物一般における木材の利用の促進に向けた取組①

(1) 木材利用方針の策定等

- ・ 全都道府県と95%の市区町村が、木材利用方針策定
- ・ **基本方針を踏まえて、木材利用方針を改定** (47都道府県、1,095市区町村が改定了(令和7年12月末時点))
- ・ 木材利用促進本部事務局「**建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ**」を設置し相談に対応
(令和7年1月~12月の相談件数:103件)

(2) 建築物木材利用促進協定制度の活用

① 協定制度の周知の取組

- ・ 制度説明のハンドブック更新や、講演や書誌等を通じた**制度周知・活用の働きかけ**
- ・ 農林水産省HPに**相談・申入れ窓口設置**
- ・ 補助事業における**協定締結者への優先的支援**

② 国及び事業者等の協定実績

- ・ 令和7年12月末時点で**28件の協定締結**
(令和8年3月16日時点では31件)
- 計1,133件の建築物の木造化・木質化(計約40,454㎡の木材使用、計約25,132t-CO₂の炭素を貯蔵※)
- 木造に係る人材育成や事業者等への情報発信 等
- ・ 協定締結企業・団体による交流会の開催

③ 地方公共団体及び事業者等の協定実績

- ・ 令和7年12月末時点で**192件の協定締結**
(令和8年3月16日時点では217件)
- 計3,869件の建築物の木造化・木質化(計約92,284㎡の木材使用、計約54,782t-CO₂の炭素を貯蔵※)
- 木造に係る人材育成や事業者等への情報発信 等

※一部は、林野庁において推計。

【国との協定に基づく団体・企業による取組事例】

株式会社オートバックスセブン × 農林水産省
「オートバックス店舗新築時における建築物木材利用促進協定」

- ・ 協定に基づき、令和7年9月に3店舗目となる木造店舗「オートバックス宇部厚南」を開店。環境配慮型店舗として、地域と調和した持続可能な運営を目指すこととしている。



オートバックス宇部厚南 (山口県宇部市)

株式会社セブン-イレブン・ジャパン × 農林水産省
「セブン-イレブン店舗建設における建築物木材利用促進協定」

- ・ 令和8年2月に、栃木県産木材を100%活用した地産・地消の木造店舗「セブン-イレブン宇都宮新町1丁目店」をオープン。店舗への地域材の活用を通じて地域活性化と環境負荷低減に取り組み、経済合理性と地産・地消の両立を目指すこととしている。



セブン-イレブン宇都宮新町1丁目店
(栃木県宇都宮市)

(2) 建築物木材利用促進協定制度の活用 (続き)

【地方公共団体との協定に基づく団体・企業による取組事例】

岩手県中小建築業協会 × 岩手県木材産業協同組合 × 岩手県
「岩手県産木材等の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定」

- ・大船渡市林野火災において被災した地域への支援として、建設型応急仮設住宅の整備に岩手県産木材等を活用。
- ・岩手県産木材を使用した高品質な木造建築物の供給や木材利用の意義に関する情報を発信した。



仮設住宅



学校法人佐野日本大学学園 × 栃木県木材業協同組合連合会 × 佐野市
「建築物木材利用促進協定」

- ・地域材の安定供給に向けた情報共有や技術支援の体制を構築し、佐野市産出木材を239m³活用した学内交流拠点施設の整備。
- ・教育現場の特性を生かし、木材利用の意義やメリットについて学内外へ積極的に情報発信する取組を進めている。



※林野庁「木造公共建築物等の整備」を活用

学内交流
拠点施設



山北森林組合 × 山北町 × 山北町教育委員会
「木材の利用促進と教育に関する協定」

- ・山北町産材をはじめとする地域木材を活用し、町立の体育施設を整備。
- ・地域木材の供給体制の確保や、木材利用に関する積極的な情報提供を行うとともに、視察の受入れや広報活動等を通じて地域木材利用の普及に取り組んでいる。



※林野庁「木造公共建築物等の整備」を活用

体育施設



株式会社住まいず × 鹿児島県
「建築物等における県産材の利用促進に関する協定」

- ・構造材や内装材等に県産材を積極的に活用した障害者グループホームを整備し木の温もりを感じられる居住環境の創出に取り組んでいる。
- ・利用者の心身の安らぎに配慮するとともに、環境負荷の低減や森林資源の循環利用にも寄与している。



障害者グループホーム



(3) 木材の利用の促進の啓発と国民運動

- ・ 木材利用促進月間を中心とした普及啓発の取組（全国で304件）
- ・ 木材利用推進コンクール：内閣総理大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、文部科学大臣賞を交付
- ・ ウッドデザイン賞2025：農林水産大臣賞、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞及び環境大臣賞を交付



農林水産大臣による木材利用促進月間の周知
(9月19日定例会見)

木材利用促進本部の関係省による重点的な普及啓発
(農林水産省、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)



木づかいシンポジウム2025 in 万博
開催地：大阪府大阪市
開催日：令和7年9月23日
実施主体：林野庁



やまがたウッド・フェスティバル2025
(第33回山形県林業まつり)
庄内森とみどりのフェスティバル2025
開催地：山形県山形市、鶴岡市、酒田市
開催日：令和7年10月18日、19日、11月3日
実施主体：山形県林業まつり実行委員会
庄内森とみどりのフェスティバル実行委員会



ウッドワンダーランド2025
開催地：愛知県名古屋市長古屋市
開催日：令和7年10月4日、5日
実施主体：愛知県



くまもと森林フェスティバル
開催地：熊本県熊本市
開催日：令和7年11月15日、16日
実施主体：くまもと森林フェスティバル実行委員会

(4) 建築物への木材利用促進のための利用環境整備

① 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- ・ JAS構造材やCLT等の技術開発・普及
- ・ 中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクト等への支援
- ・ 木造化・木質化に必要な知見を有する人材の育成
- ・ 建築物のZEB化においてCLTを活用した場合の優遇措置
- ・ 木材利用による炭素貯蔵効果の見える化の取組（SHK制度における木材の効果の位置づけ、「森の国・木の街」づくり宣言の参画の募集 等）
- ・ 建築主に対する維持管理情報の提供
- ・ 建築物のライフサイクルカーボン削減に向けた取組 等

② 住宅における木材の利用の促進

- ・ 住宅建設技能者の持続的確保に向けた方策の検討
- ・ 住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進
- ・ 木製サッシを含む省エネ建材の導入への支援 等

③ 規制の在り方の検討等

- ・ 建築基準法の改正による建築物の構造規定等の合理化 等

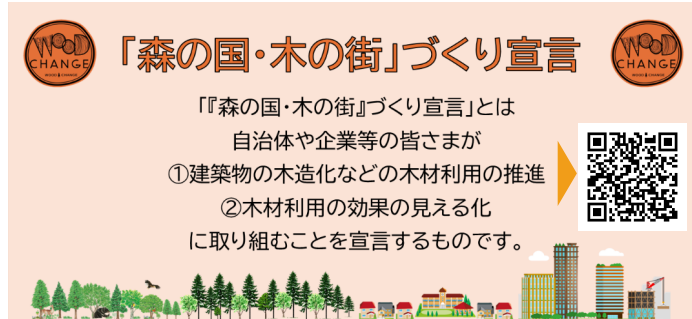
④ 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保

- ・ 木材加工流通施設等の整備への支援、川上から川下の事業者による木材需給情報等の共有 等

(4) 建築物への木材利用促進のための利用環境整備 (続き)

「森の国・木の街」づくり宣言

SHK制度の見直しを契機に、我が国の森林資源を活かした持続可能な社会の実現に向けて、多くの地方公共団体や企業等に、建築物等への木材利用を通じた「森の国・木の街」づくりに取り組んでいただけるよう、農林水産省において、宣言への参画を募集。



「森の国・木の街」づくり宣言

『森の国・木の街』づくり宣言とは
自治体や企業等の皆さまが

- ①建築物の木造化などの木材利用の推進
- ②木材利用の効果の見える化

に取り組むことを宣言するものです。

宣言者数 406

30都県
59市町村
317企業等

※令和8年3月15日時点
ゼネコン、工務店などの建築
関係企業等が80者以上参画



(5) 建築物への木材利用の状況

(図1)

① 建築用材等の総需要量及び国内生産量

建築用材等について、

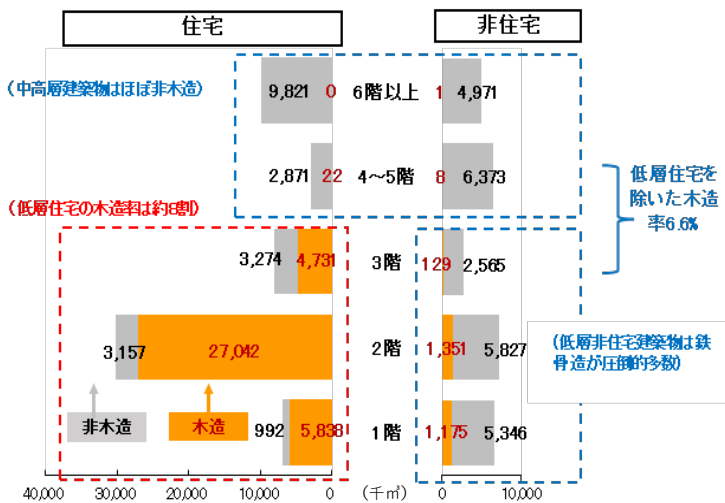
- ・ 総需要量は、30,046千m³で前年比781千m³増加
- ・ 国内生産量は、15,902千m³で前年比278千m³減少
- ・ 建築用材等の自給率は、52.9%で前年比2.4ポイント低下

② 木造建築物の着工状況

ア 構造別・階層別・用途別の着工建築物の床面積 (図1)

着工建築物の木造率(床面積ベース)は、

- ・ 低層住宅は83.5%、低層住宅を除いた木造率は6.6%
- ・ 中高層建築物はほぼ非木造



資料:国土交通省「建築着工統計調査2025年」より林野庁木材産業課作成。
注:「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住兼業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。

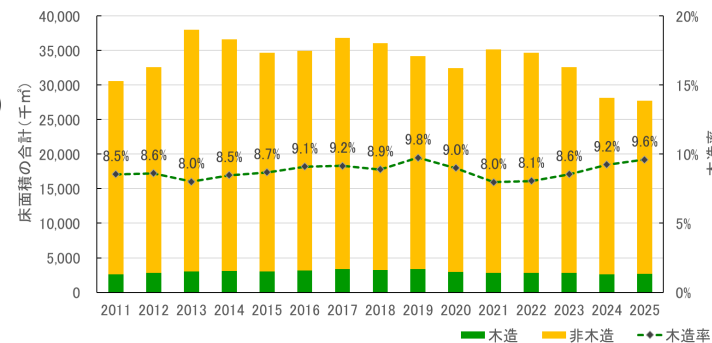
建築着工統計では、2種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造として集計しているため、木造以外の構造の床面積の方が大きい場合には、木造として集計されていない。

(5) 建築物への木材利用の状況 (続き)

イ 着工した非住宅建築物の構造別の床面積と木造率の推移 (図2)

非住宅建築物の木造の床面積及び木造率（床面積ベース）は、床面積は横ばい、木造率は増加傾向

(図2)



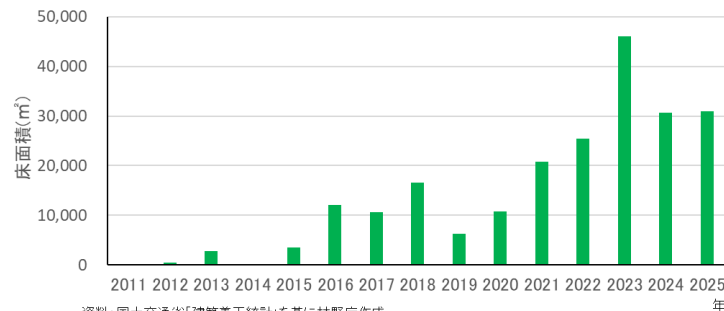
資料: 国土交通省「建築着工統計」を基に林野庁作成。
注: 非住宅とは、居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物以外をまとめたものとした。新築のみ(増築及び改築を含まない)。

ウ 着工した中高層木造建築物の床面積の推移 (図3)

着工した中高層木造建築物の床面積は、

- ・ 約31,000㎡で横ばい
- ・ 過去10年間で見ると、概ね増加傾向で推移

(図3)



資料: 国土交通省「建築着工統計」を基に林野庁作成。
注: 新築のみ(増築及び改築を含まない)。

③ 中高層木造建築物の事例

中高層木造建築物の主な竣工事例は次のとおり



©エア・ウォーター北海道株式会社
エア・ウォーターの森
(北海道札幌市、令和6年10月竣工)
[地上4階建て]



ブランシエスタ目黒中央町
(東京都目黒区、令和7年3月竣工)
[地上7階建て]



キャプション by Hyatt 兜町 東京
(東京都中央区、令和7年6月竣工)
[地上12階建て]



第一生命京橋キノテラス
(東京都中央区、令和7年7月竣工)
[地上12階建て]

I-2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

◎ 国が整備する公共建築物での木材利用推進状況

木造化された公共建築物	51棟
内装等の木質化を行った公共建築物※1	172棟
木造化・木質化で使用した木材量	3,011m ³
うち、国産材使用量	1,992m ³

※1 木造化された公共建築物の棟数は除いたもので集計

<木造化>



環境省 徳之島世界遺産センター博物展示施設 (鹿児島県)



国土交通省 道の駅おけがわ道路休憩施設棟 (埼玉県)

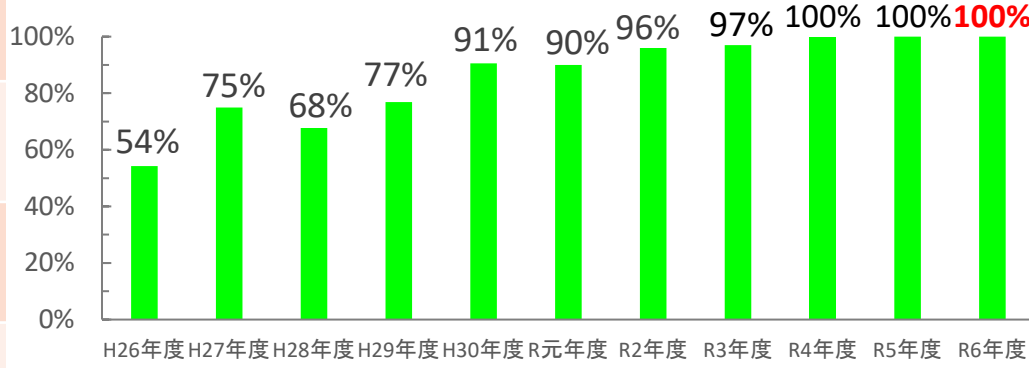


農林水産省 東北森林管理局津軽森林管理署 相馬・岩木森林事務所 (青森県)



法務省 沼津法務総合庁舎自転車置き場 (静岡県)

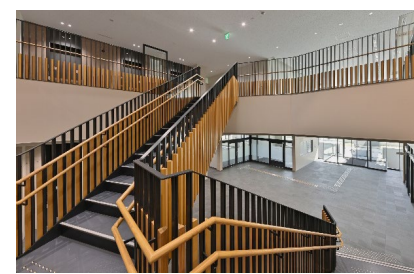
◎ 国が整備する公共建築物のうち積極的に木造化を促進するとされた公共建築物の木造化率の推移※2



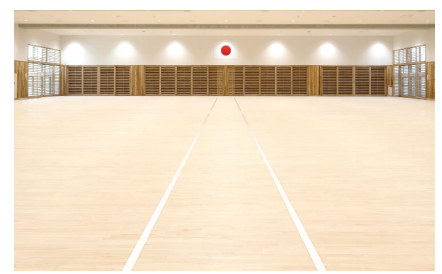
※2 検証チームによる検証結果を踏まえた木造化率

$$\text{木造化した公共建築物数} \div \frac{\text{検証結果を踏まえた積極的に木造化を促進するとされている公共建築物数}}{\text{検証結果を踏まえた積極的に木造化を促進するとされている公共建築物数}} \times 100$$

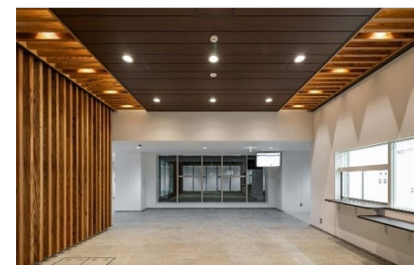
<木質化>



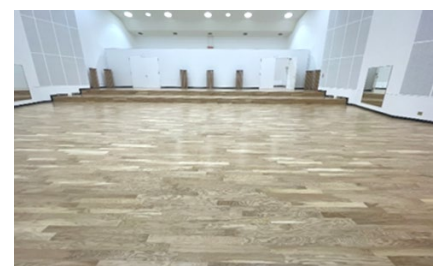
最高裁判所 津地家簡裁庁舎 (三重県) [階段手摺、ルーバー]



警察庁 九州管区警察学校体育館・道場 (福岡県) [床、壁]



国土交通省 福岡空港事務所庁舎 (福岡県福岡市) [天井、壁ルーバー]



防衛省 東京音楽隊庁舎 (東京都) [床]

I - 3 公共建築物における木材の利用の促進に向けた国の取組

(1) 木材利用促進本部の開催

- ・農林水産大臣を本部長とする木材利用促進本部にて、基本方針に基づく措置の実施状況を取りまとめ

(2) 木材利用促進本部幹事会の開催

- ・木材利用促進本部に向けた報告案を検討

(3) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催

- ・25省庁等の担当者が参加し、公共建築物での木材利用の促進に向けた取組に関する情報交換等を実施

(4) 事業企画、計画段階での木材利用促進に係る取組

- ・各省各庁の営繕計画書に関する木造化の確認を実施等

(5) 技術基準の整備等

- ・木造校舎の構造設計標準（JIS A 3301）の改正に向けて関係省庁連携による検討を実施
- ・建築基準法の改正により建築物等の構造規定を合理化等

(6) 木造公共建築物の整備等に対する補助事業

- ・校舎、地域材利用のモデルとなる公共建築物、国立公園・国定公園内施設等の木造化・木質化を支援

(7) 地方公共団体に対する働きかけ等

- ・公共建築物における木材利用について積極的な検討を要請等

(8) 木材利用促進に関する講習会、研修等の実施

- ・学校関係者等を対象とした「木の学校づくり」に関する、関係省庁と連携した講習会開催や事例集を公表
- ・中大規模木造建築物の設計等に関する研修を実施等

II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

1 国が講ずべき措置

(1) 建築物一般での木材利用促進

- ・建築物木材利用促進協定制度の効果的運用
- ・「森の国・木の街」づくり宣言への参画の促進
- ・木材利用推進の国民運動としての展開
- ・木造校舎の構造設計標準（JIS A 3301）の改正
- ・木材利用の効果の見える化
- ・先進的な技術等の開発・普及
- ・木造化・木質化に必要な知見を有する人材の育成
- ・建築基準の合理化の検討等

(2) 国が整備する公共建築物での木材利用推進

- ・基本方針を踏まえた中高層建築物を含む木材利用の確実な推進
- ・率先したCLTや木質耐火部材等を含む木材利用、情報発信等

2 国が地方公共団体に対して講ずべき措置

- ・市町村方針の早期改定・策定の働きかけ
- ・建築物木材利用促進協定制度の効果的な運用に資する優良事例の情報提供及びアドバイス
- ・公共建築物の木造化に向けた技術的支援等